



# 和歌山市公報

令和6年（2024年）6月3日  
第1776号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

| 番号 |   | ページ |
|----|---|-----|
| 44 | 和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（市民税課）   | 3   |
| 45 | 和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（介護保険課） | 10  |

### 【告示】

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 227 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定<br>障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課） | 11 |
| 228 | 身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・・・（障害者支援課）                           | 12 |
| 229 | 身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・・・（障害者支援課）                           | 13 |
| 230 | 公示送達（令和5年度第9期及び第10期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・（介護保険課）                            | 14 |
| 231 | 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・（市民自治振興課）                                 | 15 |
| 232 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）   | 16 |
| 233 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）   | 17 |
| 234 | 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）   | 18 |
| 235 | 公示送達（令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替））・・・・・・・・（市民税課）                           | 19 |
| 236 | 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・・・（納税課）                                 | 20 |
| 237 | 公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）                            | 21 |
| 238 | 公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・（保険総務課）                                | 22 |
| 239 | 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・（道路管理課）   | 23 |
| 240 | 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・・・（納税課）                                 | 24 |
| 241 | 公示送達（令和5年度介護保険納入通知書）・・・・・・・・・・（介護保険課）                                    | 25 |
| 242 | 公示送達（市県民税・県民税・森林環境税督促、固定資産税・都市計画税督促状<br>及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・・・（納税課）       | 26 |
| 243 | 令和6年度和歌山市国民健康保険料率・・・・・・・・・・（国保年金課）                                       | 27 |
| 244 | 令和6年度和歌山市国民健康保険料を減額する額・・・・・・・・・・（国保年金課）                                  | 28 |
| 245 | 公示送達（令和5年度第9期及び第10期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・（国保年金課）                            | 29 |
| 246 | 公示送達（令和5年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書<br>）・・・・・・・・・・（国保年金課）               | 30 |

### 【公告】

|   |                                |    |
|---|--------------------------------|----|
| ○ | 道路位置の指定・・・・・・・・・・（建築指導課）       | 32 |
| ○ | 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・（都市計画課） | 33 |
| ○ | 道路位置の指定・・・・・・・・・・（建築指導課）       | 34 |
| ○ | 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・（都市計画課） | 35 |
| ○ | 道路位置の指定・・・・・・・・・・（建築指導課）       | 36 |

### 【選挙管理委員会告示】

|    |                                  |    |
|----|----------------------------------|----|
| 11 | 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） | 37 |
|----|----------------------------------|----|

|                       |              |    |
|-----------------------|--------------|----|
| 12 選挙管理委員会の招集         | （選挙管理委員会事務局） | 38 |
| 13 選挙人名簿の定時登録日の変更     | （選挙管理委員会事務局） | 39 |
| 14 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数 | （選挙管理委員会事務局） | 40 |

**【監査委員告示】**

|                   |         |    |
|-------------------|---------|----|
| 1 包括外部監査の事務を補助する者 | （監査事務局） | 41 |
|-------------------|---------|----|

**【教育委員会告示】**

|            |         |    |
|------------|---------|----|
| 8 教育委員会の招集 | （教育政策課） | 42 |
|------------|---------|----|

**【企業局告示】**

|                     |         |    |
|---------------------|---------|----|
| 19 漁業集落排水処理施設の供用の開始 | （企業総務課） | 43 |
|---------------------|---------|----|

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月27日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第44号

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市税条例施行規則（昭和29年規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表中「県民税」の次に「森林環境税」を加える。

別記様式第6号ア（その1）中「市民税県民税」の次に「森林環境税」を加え、

「市民税」を「市民税  
県民税」に改め、「・県民税」の次に「・森林環境税」を加え、同様式ア（  
森林環境税」

その3）を次のように改める。



別記様式第6号イ（その1）及び同様式ウ（その1）中「市民税県民税」の次に「森林環境税」を加え、  
「市民税」を「市民税 県民税」に改め、「・県民税」の次に「・森林環境税」を加え、  
「市民税 県民税」を「市民税 県民税 森林環境税」に改め、  
同様式ウ（その3）を次のように改める。

ウ(その3)

市民税額 (単位：円)

| 税額      | 変更前 | 変更後 | 差引額 |
|---------|-----|-----|-----|
| 市民税均等割額 |     |     |     |
| 市民税計    |     |     |     |

県民税額 (単位：円)

| 税額      | 変更前 | 変更後 | 差引額 |
|---------|-----|-----|-----|
| 県民税均等割額 |     |     |     |
| 県民税計    |     |     |     |

森林環境税額 (単位：円)

| 税額     | 変更前 | 変更後 | 差引額 |
|--------|-----|-----|-----|
| 森林環境税額 |     |     |     |

合計年税額(市民税+県民税+森林環境税)等 (単位：円)

| 税額          | 変更前 | 変更後 | 差引額 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 合計年税額       |     |     |     |
| 内給与特別徴収税額   |     |     |     |
| 内公的年金特別徴収税額 |     |     |     |
| 内差引普通徴収税額   |     |     |     |

期割・月割額 (単位：円)

| 徴収方法      | 徴収月       | 変更前 | 変更後 | 差引納入額 |
|-----------|-----------|-----|-----|-------|
| 給与からの特別徴収 | 6月        |     |     |       |
|           | 7月        |     |     |       |
|           | 8月        |     |     |       |
|           | 9月        |     |     |       |
|           | 10月       |     |     |       |
|           | 11月       |     |     |       |
|           | 12月       |     |     |       |
|           | 1月        |     |     |       |
|           | 2月        |     |     |       |
|           | 3月        |     |     |       |
|           | 4月        |     |     |       |
|           | 5月        |     |     |       |
|           | 給与特別徴収税額計 |     |     |       |

配当割額・株式等譲渡所得割額 (単位：円)

| 税額  | 所得割より控除することができなかつた配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 | 所得割額又は株式等譲渡所得割額の合計年税額への充当又は委託納付額 |
|-----|---------------------------------------|----------------------------------|
| 変更前 |                                       |                                  |
| 変更後 |                                       |                                  |
| 差引額 |                                       |                                  |

※選付(充当)がある方への通知は後日納税課より送付いたします。

※合計年税額(市民税+県民税+森林環境税)等の表は充当前の金額となっております。実際の納付税額については、期割・月割額(左表または次項)をご覧ください。

別記様式第6号ウ（その4）中「（A）」、「（B）」、「（C）」、「（B－C）」及び「（A－B）」を削り、同様式エ、同様式ケ（その1）及び同様式シ（その1）中「市民税県民税」の次に

「市民税  
「森林環境税」を加え、  
市民税  
を  
県民税  
に改め、「・県民税」の次に「・森林環境税」  
森林環境税」

を加え、同様式シ（その2）を次のように改める。

シ(その2)

年度市民税・県民税・森林環境税算出内容

| 税額明細       | 課税標準額(円) | 市民税所得割額(円) | 県民税所得割額(円) |
|------------|----------|------------|------------|
| 均等割        |          |            |            |
| 市民税・県民税合計額 |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |
|            |          |            |            |

| 期別   | 納期限 | 納付税額(円) |
|------|-----|---------|
| 普通徴収 |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |
|      |     |         |

| 支払者の名称   | 徴収月     |   | 特別徴収税額(円) |
|----------|---------|---|-----------|
|          | 年度      | 月 |           |
| 支払者の法人番号 |         |   |           |
| 公的年金の種類  |         |   |           |
|          | 返特別徴収税額 |   |           |
|          | 特別徴収税額  |   |           |
|          | 返特別徴収税額 |   |           |
|          | 特別徴収税額  |   |           |
|          | 返特別徴収税額 |   |           |
|          | 特別徴収税額  |   |           |

公的年金の支払者が、上表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。地方税法第321条の7の8の規定により来年度の返特別徴収税額を通知します。公的年金等所得に係る税額が返特別徴収した税額を下回る場合は、還付(充当)いたします。

| (単位：円)      |  |
|-------------|--|
| 合計年税額       |  |
| 内給与特別徴収税額   |  |
| 内公的年金特別徴収税額 |  |
| 内普通徴収税額     |  |

※上記の年額税は充当前の金額となっております。実際の納付税額については、右側を御覧ください。

| (単位：円)                                |  |
|---------------------------------------|--|
| 森林環境税                                 |  |
| 所得割より控除することができなかつた配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 |  |
| 配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計年額への充当又は委託納付額       |  |



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年5月27日揭示済）

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月31日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第45号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成12年規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記様式第33号中「療養等」を「医療院等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市介護保険施行規則別記様式第33号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和6年5月31日揭示済）

和歌山市告示第 2 2 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 1 6 日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号          | 事業所の名称            | 事業所の所在地  | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別                      | 事業者の名称                            | 事業者の主たる事務所の所在地                          | 指定年月日             | 指定の有効期限                  |
|----------------|-------------------|--|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|---|-------------------|--------------------------|
| 3010124<br>463 | ゆみお訪問<br>介護ステーション | 和歌山市源<br>蔵馬場 2 丁<br>目 4-8 菰<br>田マンション 3 0 1 号<br>室 | 居宅介護    | 身体障害<br>者、難病<br>等対象者              | ゆみおグ<br>ッドライ<br>フサポー<br>ト株式会<br>社 | 和歌山市西浜<br>1 0 1 7 番地<br>7               | 令和 6 年<br>5 月 1 日 | 令和 1 2<br>年 4 月 3<br>0 日 |
| 3010124<br>471 | らな・ぼす<br>と        | 和歌山市湊<br>1763 番地の<br>2                             | 短期入所    | 身体障害<br>者、知的<br>障害者、<br>精神障害<br>者 | 合同会社<br>KS リンク                    | 大阪府泉南市<br>新家 2892-1<br>ファミリー南<br>大阪 214 | 令和 6 年<br>5 月 1 日 | 令和 1 2<br>年 4 月<br>30 日  |

(令和 6 年 5 月 1 6 日 掲 示 済)

和歌山市告示第228号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 5月 17日

和歌山市長 尾花正啓

| 氏名   | 医療機関の名称           | 医療機関の所在地      | 診断する障害の種類 | 辞退年月日     |
|------|-------------------|---------------|-----------|-----------|
| 熊谷 健 | 和歌山県立医科大学<br>附属病院 | 和歌山市紀三井寺811-1 | 呼吸器機能障害   | 令和6年3月31日 |

(令和6年5月17日揭示済)

## 和歌山市告示第229号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 5月 17日

和歌山市長 尾花正啓

| 氏名    | 医療機関の名称                     | 医療機関の所在地      | 診断する障害の種類 | 辞退年月日     |
|-------|-----------------------------|---------------|-----------|-----------|
| 高田 幸尚 | 公立大学法人<br>和歌山県立医科大学<br>附属病院 | 和歌山市紀三井寺811-1 | 視覚障害      | 令和6年3月31日 |
| 藤本 大智 | 公立大学法人<br>和歌山県立医科大学<br>附属病院 | 和歌山市紀三井寺811-1 | 呼吸器機能障害   | 令和6年3月31日 |

(令和6年5月17日揭示済)

和歌山市告示第 2 3 0 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 年度      | 期別               | 種別    | 備考                                |
|---------|------------------|-------|-----------------------------------|
| 令和 5 年度 | 第 9 期<br>第 1 0 期 | 介護保険料 | 督促状の指定納付期限を令和 6 年 5 月 3 1 日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和 6 年 5 月 2 0 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 231 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

(登載省略)

(令和 6 年 5 月 22 日 掲示 済)

## 和歌山市告示第232号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年5月22日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所              | 移動し、保管した年月日      |
|------------------------|------------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和6年5月8日、及び同月11日 |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和6年5月9日         |

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自 転 車                         | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和6年5月22日揭示済)



和歌山市告示第233号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年5月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所         | 移動し、保管した年月日         |
|-------------------|---------------------|
| 和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場 | 令和6年5月1日、同月2日及び同月9日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所  
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車                           | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和6年5月22日揭示済)

## 和歌山市告示第234号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年5月22日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和6年5月23日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所              | 移動し、保管した年月日          | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|------------------------|----------------------|-------------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和6年2月3日及び同月9日       | 令和6年2月21日         |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和6年2月7日             | 令和6年2月21日         |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域   | 令和6年2月5日             | 令和6年2月21日         |
| 和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場      | 令和6年2月6日、同月8日及び同月13日 | 令和6年2月21日         |

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年5月22日揭示済)

**和歌山市告示第235号**

納税通知書を別紙の者に送付したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年5月24日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替）
- 2 交付期限 公示日より7日を経過した日から5年
- 3 交付場所 和歌山市財政局税務部市民税課  
（別紙省略）

（令和6年5月24日揭示済）

和歌山市告示第 2 3 6 号

差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 5 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 6 年 5 月 2 4 日 掲 示 済）

**和歌山市告示第 2 3 7 号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 年度      | 種別         |
|---------|------------|
| 令和 5 年度 | 後期高齢者医療保険料 |

(別紙省略)

(令和 6 年 5 月 2 4 日 掲 示 済)

**和歌山市告示第238号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年5月24日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 種別         | 備考                  |
|-------|------------|---------------------|
| 令和5年度 | 後期高齢者医療保険料 | 納期は、令和6年6月10日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和6年5月24日揭示済)

和歌山市告示第 2 3 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 6 年 5 月 2 4 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 整理番号      | 路線名       | 区域変更の区間   | 旧<br>新<br>別 | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m)               |
|-----------|-----------|---|-------------|-----------|-------------------------|
| 3 7 - 9 7 | 紀伊 9 7 号線 | 和歌山市府中 5 1 7 番 1 地先<br>～<br>和歌山市府中 5 1 7 番 7 地先 | 旧           | 6 5 . 2 0 | 1 . 8 0<br>～<br>2 . 5 0 |
|           |           |   | 新           | 6 5 . 2 0 | 4 . 0 0<br>～<br>5 . 0 0 |

(令和 6 年 5 月 2 4 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 2 4 0 号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 5 月 27 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 6 年 5 月 2 7 日 掲 示 済）



**和歌山市告示第241号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年5月29日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 種別         | 備考 |
|-------|------------|----|
| 令和5年度 | 介護保険料納入通知書 |    |

(別紙省略)

(令和6年5月29日掲示済)

**和歌山市告示第242号**

市民税・県民税・森林環境税督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年5月31日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和6年5月31日揭示済）

## 和歌山市告示第243号

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）第11条第1項、第11条の6の5第1項及び第11条の10第1項の規定による令和6年度和歌山市国民健康保険料率を次のとおり決定したので、同条例第11条第3項、第11条の6の5第3項及び第11条の10第3項の規定により告示する。

令和 6年 5月31日

和歌山市長 尾花正啓

|                              | 医療分       | 支援分       | 介護分       |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 所得割                          | 100分の9.37 | 100分の2.35 | 100分の2.59 |
| 被保険者均等割<br>1人につき             | 24,600円   | 7,560円    | 8,760円    |
| 世帯別平等割<br>1世帯につき             | 22,800円   | 5,760円    | 5,160円    |
| 世帯別平等割<br>(特定世帯)<br>1世帯につき   | 11,400円   | 2,880円    | 5,160円    |
| 世帯別平等割<br>(特定継続世帯)<br>1世帯につき | 17,100円   | 4,320円    | 5,160円    |

(令和6年5月31日掲示済)

## 和歌山市告示第244号

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号。以下「条例」という。）第15条第1項、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項並びに第15条の2の2第1項の規定による令和6年度和歌山市国民健康保険料を減額する額を次のとおり決定したので、条例第15条第3項において準用する条例第11条第3項、条例第15条第4項において準用する条例第11条の6の5第3項、条例第15条第5項において準用する条例第11条の10第3項及び条例第15条の2の2第2項において準用する条例第11条第3項の規定により告示する。

令和 6年 5月31日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 条例第15条第1項第1号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第1号並びに条例第15条の2の2第4項に該当する者

|                           | 医療分     | 支援分    | 介護分    |
|---------------------------|---------|--------|--------|
| 被保険者均等割 1人につき             | 17,220円 | 5,300円 | 6,140円 |
| 被保険者均等割 1人につき<br>(未就学児)   | 20,910円 | 6,430円 |        |
| 世帯別平等割 1世帯につき             | 15,960円 | 4,040円 | 3,620円 |
| 世帯別平等割 1世帯につき<br>(特定世帯)   | 7,980円  | 2,030円 | 3,620円 |
| 世帯別平等割 1世帯につき<br>(特定継続世帯) | 11,970円 | 3,040円 | 3,620円 |

- 2 条例第15条第1項第2号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第2号並びに条例第15条の2の2第4項に該当する者

|                           | 医療分     | 支援分    | 介護分    |
|---------------------------|---------|--------|--------|
| 被保険者均等割 1人につき             | 12,300円 | 3,780円 | 4,380円 |
| 被保険者均等割 1人につき<br>(未就学児)   | 18,450円 | 5,670円 |        |
| 世帯別平等割 1世帯につき             | 11,400円 | 2,880円 | 2,580円 |
| 世帯別平等割 1世帯につき<br>(特定世帯)   | 5,700円  | 1,440円 | 2,580円 |
| 世帯別平等割 1世帯につき<br>(特定継続世帯) | 8,550円  | 2,160円 | 2,580円 |

- 3 条例第15条第1項第3号、同条第4項及び第5項において準用する同条第1項第3号並びに条例第15条の2の2第4項に該当する者

|                           | 医療分     | 支援分    | 介護分    |
|---------------------------|---------|--------|--------|
| 被保険者均等割 1人につき             | 4,920円  | 1,520円 | 1,760円 |
| 被保険者均等割 1人につき<br>(未就学児)   | 14,760円 | 4,540円 |        |
| 世帯別平等割 1世帯につき             | 4,560円  | 1,160円 | 1,040円 |
| 世帯別平等割 1世帯につき<br>(特定世帯)   | 2,280円  | 590円   | 1,040円 |
| 世帯別平等割 1世帯につき<br>(特定継続世帯) | 3,420円  | 880円   | 1,040円 |

(令和6年5月31日揭示済)

**和歌山市告示第245号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年5月31日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 期（月）別       | 種別      | 備考                        |
|-------|-------------|---------|---------------------------|
| 令和5年度 | 第9期<br>第10期 | 国民健康保険料 | 督促状の指定納期限を令和6年6月10日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和6年5月31日揭示済)

## 和歌山市告示第246号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年5月31日

和歌山市長 尾花正啓

| 年 度   | 種 別          | 備 考                 |
|-------|--------------|---------------------|
| 令和5年度 | 国民健康保険料更正通知書 | 納期は、令和6年6月24日に変更する。 |
| 令和5年度 | 国民健康保険料納入通知書 | 納期は、令和6年6月24日に変更する。 |

（令和6年5月31日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日<br>指定番号          | 地名地番                | 申請者住所氏名 | 道路幅員×延長<br>総延長               |
|------------------------|---------------------|---------|------------------------------|
| 令和6年5月14日<br>和建指第2760号 | 和歌山市福島字小路口2<br>00番1 | (登載省略)  | 4.70m × 32.75m<br><br>32.75m |

(令和6年5月16日揭示済)



次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年5月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称    | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-----------------------|------------------|
| 和歌山市木枕字矢出垣内260番2      | (登載省略)           |
| 和歌山市朝日字烏帽子495番1、496番2 | (登載省略)           |
| 和歌山市朝日字烏帽子495番2       | (登載省略)           |

(令和6年5月20日揭示済)

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年5月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日<br>指定番号          | 地名地番                | 申請者住所氏名 | 道路幅員×延長<br>総延長               |
|------------------------|---------------------|---------|------------------------------|
| 令和6年5月16日<br>和建指第2757号 | 和歌山市内原字向畑10<br>23番1 | (登載省略)  | 6.00m × 32.57m<br><br>32.57m |

(令和6年5月20日揭示済)

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年5月27日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------|------------------|
| 和歌山市木ノ本字谷河橋760番1   | (登載省略)           |

(令和6年5月27日揭示済)

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年5月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日<br>指定番号          | 地名地番   | 申請者住所氏名  | 道路幅員×延長<br>総延長                                 |
|------------------------|--|--|--|
| 令和6年5月24日<br>和建指第2761号 | 和歌山市有家字ソリハシ<br>98番2、99番2の一<br>部、100番11、10<br>1番4 | 和歌山市美園町四丁目3<br>1番地7<br>株式会社 MTestate<br>代表取締役 田端 裕 | 6.00m × 47.73m<br>5.00m × 19.10m<br><br>66.83m |

(令和6年5月28日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第11号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年5月24日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和6年6月3日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿に登録するについて
  - (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
  - (3) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和6年5月24日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第12号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年5月28日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和6年5月29日（水）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件  
選挙人名簿の定時登録日の変更について

（令和6年5月28日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項及び同法施行令第14条の規定により、同項に定める選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更する。

令和6年5月29日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

|       |     |           |
|-------|-----|-----------|
| 定時登録日 | 変更前 | 令和6年6月1日  |
|       | 変更後 | 令和6年6月3日  |
|       | 変更前 | 令和6年9月1日  |
|       | 変更後 | 令和6年9月2日  |
|       | 変更前 | 令和6年12月1日 |
|       | 変更後 | 令和6年12月2日 |

(令和6年5月29日揭示済)

## 和歌山市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

6,033人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

100,537人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

50,269人

(令和6年6月3日揭示済)



和歌山市監査委員告示第1号

包括外部監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第1項の規定による包括外部監査人との協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月23日

|          |      |
|----------|------|
| 和歌山市監査委員 | 森田昌伸 |
| 同 上      | 柳野純夫 |
| 同 上      | 古川祐典 |
| 同 上      | 園内浩樹 |

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

寺川徹也（住所省略）  
村尾伸之（住所省略）  
長田有加（住所省略）  
折元裕（住所省略）  
勝間田修一（住所省略）

2 包括外部監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年5月23日から令和7年3月31日まで

（令和6年5月23日揭示済）

**和歌山市教育委員会告示第8号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年6月3日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年6月6日（木） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 令和6年6月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
  - (2) 和歌山市夜間中学設置実施計画（案）について
  - (3) その他

（令和6年6月3日掲示済）

**和歌山市企業局告示第 1 9 号**

排水処理施設の供用を開始するので、和歌山市農業及び漁業排水処理施設条例（平成 1 2 年条例第 1 3 2 号）第 4 条の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

- 1 供用を開始すべき年月日  
令和 6 年 6 月 1 日
- 2 供用開始区域  
田ノ浦の一部  
詳細図 別紙のとおり  
(別紙省略)

(令和 6 年 5 月 3 1 日 掲 示 済)